

奈良県耐震改修促進計画 第4章3（4）防災拠点建築物の耐震化促進 において
別途示す事項

令和4年10月
令和7年 7月 改定

大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要であり、その地震に対する安全性が明らかでない建築物として、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、「防災拠点建築物（要安全確認計画記載建築物）」に指定する建築物は以下のとおりです。

□県有建築物（令和4年10月指定）

* 対象：奈良県地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたもの
(耐震改修促進法施行令第2条第22号に該当するもの)

* 耐震診断の結果の報告期限：令和5年3月31日

※文化会館、美術館は、すでに耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）として、耐震診断の結果について所管行政庁（奈良市）へ報告済
(結果は奈良市において別途公表済)

施設名	建物名称（棟名）	所在地
消防学校	本館	宇陀市榛原区
	屋内訓練場	
文化会館（※）	会館	奈良市登大路町
美術館（※）	旧館	奈良市登大路町
	新館接続棟	
薬事研究センター	本館	御所市
森林技術センター	本館	高市郡高取町
	木材加工実験棟	
	研修館	
競輪場	東スタンド（第5投票所）	奈良市秋篠町

競輪場	西スタンド	奈良市秋篠町
	県事務所	
	バックスタンド(第6投票所)	
中央卸売市場	関連商品売場棟(1)	大和郡山市筒井町
	関連商品売場棟(2)	
	冷蔵庫棟(1)	
家畜保健衛生所業務第一課	庁舎本館	大和郡山市筒井町
家畜保健衛生所業務第二課	本館	御所市南十三
吉野土木事務所	本館	吉野郡吉野町上市
	本館(2)	
生駒警察署	—	生駒市東松ヶ丘

□市町村有建築物（1）（令和4年10月指定）

* 対象：市町村地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたもの
 （耐震改修促進法施行令第2条第22号に該当するもの）で耐震診断を実施している施設

* 耐震診断の結果の報告期限：令和5年3月31日

施設名	建物名称（棟名）	所在地
樞原市役所	本庁舎	樞原市八木町
吉野町役場	本庁舎	吉野郡吉野町上市
下市町役場	—	吉野郡下市町大字下市
野迫川村役場	—	吉野郡野迫川村大字北股
下北山村役場	—	吉野郡下北山村寺垣内
小井公民館	—	吉野郡下北山村下桑原

□市町村有建築物（2）（令和4年10月指定）

* 対象：市町村地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたもの
(耐震改修促進法施行令第2条第22号に該当するもの)で耐震診断を実施して
いない施設

* 耐震診断の結果の報告期限：令和7年3月31日

施設名	建物名称（棟名）	所在地
西吉野支所	—	五條市西吉野町城戸
大宇陀地域事務所	—	宇陀市大宇陀迫間
室生地域事務所	—	宇陀市室生大野
平群町役場	—	生駒郡平群町吉新
消防団第1分団本部屯所	—	宇陀郡御杖村神末
消防団第2分団本部屯所	—	宇陀郡御杖村菅野
消防団第3分団本部屯所	—	宇陀郡御杖村土屋原
消防団第3分団予備屯所	—	宇陀郡御杖村桃俣